No.58

環境さわやか通信



生ごみ処理機・生ごみ処理容器設置補助金を活用ください

ごみの減量化対策として、家庭から出る生ごみの家庭処理を推進するため、生ごみ処理・生ごみ処理容器 の購入に対して補助金を交付しています。

生ごみ処理機や生ごみ処理容器を使用すると、生ごみの保管やごみを出す量が減る、生ごみが肥料として 利用できるというメリットがあります。

ぜひ、ごみの減量化にご活用ください。

補助金額

・生ごみ処理機 購入金額の2分の1 (上限30.000円、100円未満切捨て)

・生ごみ処理容器 購入金額の2分の1 (上限 2,000円、100円未満切捨て)

対象者

次のすべてに該当する方

- ・町内に住所を有し、現に居住している方
- ・町内に設置し常に良好な状態で維持管理でき
- ・申請者の同一世帯内に町税等の滞納がない方
- ・申請者の同一世帯内に処理機ならびに処理容器 を、それぞれ5年以内に補助を受けていない方

申請に必要なもの

- ・領収書または生ごみ処理容器販売証明書
- ・申請者の印鑑
- ・申請者の振込先口座が確認できるもの(通帳等)
- ■詳細は、くらし安全環境課 にお問い合わせください。 また、愛荘町公式ホームペー ジも合わせてご覧ください。



▲町ホームページは

問くらし安全環境課(愛知川庁舎)

☎0749-42-7699

中小企業様の福利厚生をお手伝い

彦根地域勤労者互助会は、彦根市・愛知郡・犬上郡の中小企業で働く皆様の福利厚生向上を目的に、官民 一体で設立した組織です。お安い会費で、多彩なメニューをご用意しています。今年度は、対象店で利用で きる割引券「わくわくクーポン」の発行、対象商品を割引価格で購入できる「オススメ商品斡旋」をメイン 展開しています。このような時だからこそ「おたがいさん」の互助精神で、微力ながら地域経済活性化に取 り組んでいます。どうぞお気軽にお問い合わせください。

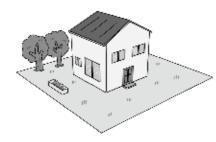
問 彦根地域勤労者互助会 彦根市大東町4-28 ☎0749-27-6787

令和5年10月に実施する住宅・土地統計調査に関する事前準備事務 を令和5年1月下旬から2月にかけて実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況など の実態を把握し、現状との推移を明らかにする統計調査で、住民生活 基本計画や土地利用計画などに利用されます。

当調査の準備事務では、住宅・土地統計調査を円滑に行うため、住 宅における居住世帯の有無を確認します。

皆様のご協力をお願いします。



問 経営戦略課 (愛知川庁舎) ☎0749-27-7680

☎=電話番号 FM=ファックス番号 図=電子メール 甲=申し込み先 問=問い合わせ先

高齢者の通院を支援します

事業名 高齢者通院支援助成事業

自ら自動車の運転ができない低所得の高齢者が、慢性的な疾患により医療機関へ定期的な通院をするため **目 的** に必要な交通費の一部を助成することで、疾患の重度化を防ぐことによって、介護予防につなげ、安心して 在宅生活できる環境を確保します。

家庭において生活をしている方で、次の●印の全てに該当する方

- ●満65歳以上の高齢者のみの世帯または満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯
- ●慢性的な疾患により月に1日以上の通院または慢性的な疾患により2ヶ月に1日以上の通院をされている方

対象者 ●自動車の運転ができない方 ●住民税非課税の方 ●町税等の滞納がない方

※ただし、障がい者社会参加促進助成事業の利用者は対象となりません。

※昼間に18歳以上の家族が同居していても、その方が自動車等の運転免許を取得していない場合、もしく は取得していても身体的に運転できる状態にない場合は昼間高齢者とみなします。

<満65歳以上の高齢者のみの世帯>

・毎月1日以上の通院が必要な方 最大21,600円(年額)

・2ヶ月に1日以上の通院が必要な方 最大10,800円(年額)

助成額 <満75歳以上の昼間高齢者のみの世帯>

- ・毎月1日以上の通院が必要な方 最大14,400円(年額)
- ・2ヶ月に1日以上の通院が必要な方 最大 7.200円(年額)
- ※年度の途中で助成決定となった場合は、決定目から年度末までのタクシー券を交付します。

申請方法 役場福祉課 (愛知川庁舎) までお問い合わせください。

問 福祉課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7691

障がい者の社会参加を促進します

事業名障がい者社会参加促進助成事業

障がい児(者)が自らの障がいを克服するために、日常生活を支援する取り組みとして交通費の一部を助成 することで、自立と社会参加を基調とした安心感や生きがいの持てる生活を確保します。

家庭において生活をしている方で、事業ごとに次のいずれかに該当する方

①タクシー運賃助成事業

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1~3級の方 ・療育手帳の交付を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

対象者 ②自動車燃料費

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1・2級の方 ・療育手帳の交付を受けた方で最重度および重度(A1、A2)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で1級の方
- ※①②の助成事業のうち1つを選択 ※高齢者通院支援助成事業の利用者は対象外となります。

①**タクシー運賃助成事業** 【最大助成額は、14,400円(年額)となります。※】

助成額 ②自動車燃料費助成事業 【最大助成額は、 7,200円(年額)となります。※】

※年度の途中で助成決定となった場合は、決定月から年度末までに応じた助成額となります。

申請方法 役場福祉課 (愛知川庁舎) までお問い合わせください。

問 福祉課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7691

愛荘町在宅障がい者激励金の支給について

町では、障がい福祉の増進を目的とし、在宅の知的障がい者を常時介護・監護している方に対し激励金を支給しています。

対象者

①町内に居住されている方

②療育手帳の重度および最重度(A りません。

判定)の方と同居しており、月の ①障害児福祉手当受給者 うち20日以上、介護・監護して ②特別障害者手当受給者 いる介護者のひとり。(介護して 3特別児童扶養手当受給者

か1人に対して支給します。)

村象校

次の手当等受給者については対象とな 介護・監護される療育手帳保持者

いる方が2人いる場合は、どちら ④愛荘町介護者激励金受給者(高齢者対象)

支給金額

1人につき、月額3,000円

支給月は、年に2回(3月~8月分 を9月、9月~2月分を3月に振込み ます。)

※対象と思われる方については、役 場福祉課より通知します。

問 福祉課 (愛知川庁舎) ☎0749-42-7691

20 aisho 2023.02 aisho 2023.02 21